

もいの伝書鳩

発行：石狩振興局森林室普及課

住所：〒061-0216
石狩郡当別町栄町 192-7

電話：0133-22-2161

FAX：0133-22-0551

ホームページ：<https://www.ishikari.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/index.html>



↑過去の情報誌はこちら

マイマイガ・クスサンの被害について

「マイマイガ」や「クスサン」は、樹木の葉を食害する森林害虫ですが、市街地ではしばしば衛生害虫として問題になります。昨年の夏、札幌市では西区を中心に「クスサン」が大量に発生し、巨大なガが街灯に群がる様子がニュース等で報道されました。

これらの害虫は、約 10 年周期で大発生することが知られています。2009 年から 2014 年にかけて道内全域で「マイマイガ」が大発生した際は、駆除対策として、消防車による放水が行われたり、誘虫性の低い LED 照明への交換作業が進められるなど、各地で大きな問題となりました。

それから 10 年を経過し、今春、石狩管内の森林では「マイマイガ」による樹木への食害が確認されています。そこで、マイマイガとクスサンの生態や被害、対策について紹介します。

■マイマイガ（別名：ブランコケムシ）

加害樹種	カラマツ、各種広葉樹
加害時期	5～7月（幼虫）
幼虫	春に孵化した幼虫は糸を吐いてぶら下がり、風に乗って分散する。孵化したばかりの幼虫は毒毛を持ち、皮膚炎の原因となる。
成虫	8月に出現。夜間に照明に集まり、雌は建物の壁や電柱などに産卵する。
防除	落葉樹は、葉を食べ尽くされても再び葉を開き回復するため、森林では防除は不要。市街地では、壁などに産み付けられた卵塊を取り除く。



幼虫（頭部に黒いハの字の斑紋がある）



雌成虫（右）と雄成虫（左）



卵塊

■クスサン（別名：シラガタロウ）

加害樹種	クリ、クルミ、トチノキ、ウダイカンバなど各種広葉樹
加害時期	5～7月（幼虫）
幼虫	小さなときは黒色で毛が少ないが、大きくなると水色の長い毛がびっしりと生える。毒毛はない。
成虫	9月頃に出現。夜間に照明に集まり、雌は建物の壁や幹上に産卵する。
防除	マイマイガと同様、森林では防除は不要だが、ウダイカンバでは被害が数年続き、枯死した事例があるので注意。庭木や街路樹では、幹上の卵塊を取り除く。



幼虫(柔らかな長毛がびっしり生える)



成虫(後翅の目玉模様が特徴)



卵塊

森林環境税の課税が始まりました

令和6年6月から、森林の整備（間伐など）及びその促進（人材育成・担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発など）に関する施策の財源として、森林環境税（年額1,000円）の徴収が始まりました。森林環境税は、その税収の全額が森林環境譲与税として都道府県と市町村に譲与されます。

石狩管内の各市町村においても、地域の実情に応じ、森林の整備をはじめ、多様な取組に森林環境譲与税を活用しています。（詳細は、各市町村のホームページをご覧ください）



危険木の伐採、倒木処理
(千歳市)



白樺高等養護学校への林業体験学習
(北広島市)



新生児に木製のおもちゃを贈呈
(恵庭市)

なお、森林環境譲与税は、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に併せて、令和元年度から前倒しで譲与が開始されています。森林経営管理法では、森林所有者の責務として、適切に経営管理を行うことを規定し、そのうえで、経営管理が行われていない森林や所有者不明森林は、市町村が仲介役となり、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずることとしています。

森林所有者の皆様は、所有林の状況や経営の管理状況について、今一度ご確認ください。

石狩振興局森林室普及課職員の紹介

石狩振興局森林室普及課には、4名の林業普及指導員が配置され、森林所有者や一般道民を対象に、森林づくりに必要な技術や知識の普及指導を行っています。

森林や林業に関する疑問やご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください！

前列左から

松本普及課長、外岡森林室長、武田普及推進係長

後列左から

國井専門主任、伊藤主査(計画指導)

